

第2回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年11月17日(火) 15:00~17:00
- 2 場 所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者 委員 明智 美香 委員 濱田 紀明
委員 玉井 幸子 委員 安永 亮浩
委員 石見 慈 委員 関谷 博志
委員 京野 里保 委員 西原 泰介
委員 石川 真悟 委員 松原 由起
委員 後藤 一美 委員 真鍋 真理子
委員 佐野 公星 委員 野沢 佐絵美
委員 山中 希 委員 坂上 玲子
委員 合田 史宣 委員 三木 由紀子
アドバイザー 渡部 徹
- 4 欠席者 アドバイザー 吉松 靖文
委員 竹本 幸司 森 昭彦
- 5 事務局 高橋 靖志 丸山 泰浩 丸山 律子 藤田 恵女 西原 勝則
西原 紀子 田中 康一郎
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題 (1) 教育委員会あいさつ
(2) 「相談ガイドブック」の修正部分の確認及びサポートファイル個人記録シートの修正について
(3) 特別支援コーディネーターについて
(4) その他 医療的ケアに関する報告について
- 8 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>皆さんこんにちは、本日はご多用のところ、令和2年度第2回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、アドバイザーの吉松靖文様と2名の委員様から欠席のご連絡を頂いております。委員定数20名のうち18名の出席をいただいておりますので、本協議会の成立要件は満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、只今から、第2回新居浜市地域発達支援協議会を開催いたします。開会にあたりまして、委員長がご挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">——委員長あいさつ——</p>
委員長	<p>それでは、お手元の議事に従いまして会を進めて参ります。</p> <p>本日はまず議題①「相談ガイドブック」の修正部分の確認及びサポートファイル個人記録シートの修正について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の資料に沿って報告いたします。</p> <p>まずは、先週、みなさまに送付させていただきました資料からご確認をお願いします。資料は、A4版両面印刷4枚の「相談ガイドブック」、A3版両面印刷1枚の「相談のご案内」、様式1-1、2の「アセスメントシート（相談用）」、様式2の「検査申込シート」、様式3の「受検同意書」となっております。差し替えて、本日、様式2の「相談のご案内」と「検査申込シート」を追加で配布させていただいております。なお、赤字で印刷させていただいた部分が前回からの修正箇所となります。それでは、前回の地域発達支援協議会でご意見をいただいた点をふまえ、課内で検討し、修正した箇所について説明させていただきます。</p> <p>相談ガイドブックのP1をご覧ください。P1は大きな変更は行っておりませんが、訂正箇所があります。①相談に関する窓口の「幼稚園・保育園等に通われているお子さまの場合」となっていますが、サポートファイルでは保育園が先になっていますので、「保育園・幼稚園等」に変更いたします。</p> <p>P2をご覧ください。フローチャートの中にサポートファイルに関する内容を追加しております。また、アセスメントシートの流れの3つ目の枠を修正しております。アセスメントシートは、相談の中で活用することを目的にしているため、「検査が必要な場合は…」という文言を追加しています。また、関連書類が分かるように「様式〇-〇」を入れています。</p> <p>P3をご覧ください。前回、「3ページ下の検査一覧の中にある検査が古い」というご意見をいただきました。次年度に、K-ABCⅡの購入を含め、新た</p>

な検査の購入を検討しております。新しい検査を購入後、内容を変更して印刷したいと考えております。

P 4をご覧ください。③検査を受ける前に（チェック項目）の「検査が必要かどうかの確認」の部分を修正しております。前は「問題行動」という表記になっていましたが、「学習のつまづきのある子どもに対して」という文言が入っていない」というご意見をいただきましたので、「学習のつまづき等」に修正しております。また、「検査実施へ」の部分が、どの場合でも検査になるように見えたため、「アセスメントのため」という文言を追加しました。④検査実施に向けて、をご覧ください。前は、「検査実施に必要な提出書類」という内容で作成していたのですが、相談から検査への流れや検査実施の意図を上手く伝えきれていなかったため、「検査実施に向けて」という項目に変更しました。「保育園・幼稚園等に通われているお子さまの場合」と「学校に通われているお子さまの場合」に分けて作成しています。なお、この部分もP 1と同じように保育園が先で変更します。「保育園・幼稚園等に通われているお子さまの場合」については、保護者の方に向けて、課で行っている検査の目的、同意書の記入などについて記載しています。

P 5をご覧ください。「学校に通われているお子さまの場合」については、学校担当者に向けて、提出書類や、検査の在り方について記載しています。なお、受検同意書については、実施前に発達支援課に来談された時に記入をお願いする形を考えております。⑤検査の報告についてをご覧ください。前回、「検査の丁寧な報告を目指しますを、します、と言い切って欲しい」「検査報告書については文章で提供する、文章が基本であってそこに加えて口頭の説明報告もあるという形で表記して欲しい」というご意見をいただきました。「丁寧な検査報告を行います」、「検査の結果を報告書にまとめ、保護者にお渡しします」に修正しております。

P 6をご覧ください。関係書類を一覧できるように「各種様式」というページを設けました。

P 7をご覧ください。前回、発達支援課の連絡先は載せていたのですが、学校関係の連絡先がなかったため、市内小中学校の連絡先を記載しました。

以上が相談ガイドブックの修正箇所の説明となります。アセスメントシートの使用や、学校の場合に特別支援教育コーディネーターからの検査依頼など、先行的に実施しております。相談から検査の流れではないケースや相談支援と関係のない事例については、検査実施を控えるように取り組んでまいりました。しかし、未だに、医療機関から「発達検査を発達支援課で取ってくるように」と受診時に言われて連絡される保護者の方や、「学校の担任に勧められた。進学の前にとらないといけない。保護者が電話した方が話が早い」と言われて

連絡される方がいらっしゃいます。今回の相談ガイドブックが、相談から検査の流れを十分に説明できているかも含めてご検討いただきたいと思います。

次に、「相談のご案内」をご覧ください。前回、「ガイドブックの内容が保護者には難しいため、もう少しわかりやすいものがあると同意を得やすい」というご意見をいただきました。そこで、保護者用リーフレットとして、「相談のご案内」を作成しました。それでは、リーフレットを開いてください。

最初に相談の窓口と、相談支援の内容、特別支援教育コーディネーター、個別の支援計画の説明を記載しております。また、前回、「検査を受けることの効果をはっきり明記すると良い」というご意見をいただいたため、右のページに「検査を受けることで…」を記載しました。また、検査に向けて必要な内容も記載しております。それでは裏面をご覧ください。検査前のチェック項目と、検査報告についても記載しております。内容は相談ガイドブックと同じものとなっております。「相談のご案内」は、保護者が気軽に手に取りやすいように作成しております。詳細に書かれている相談ガイドブックと合せて配布する形にはなります。

関係書類について説明いたします。アセスメントシート（相談用）様式1-1をご覧ください。相談で活用するためのシートになるように（相談用）と追記しています。また、学校担当者がシートに記入することをうながすため、「学校担当者名」の記入欄を設けております。また、相談用であることから、前回の「検査の目的・ニーズ」という欄を修正し、「本人・保護者の主訴・ニーズ」に変更しております。加えて、個別の支援計画の有無を確認できるように、成育歴・教育歴の欄に「サポートファイル」に関する欄を設けております。子どもの様態に関する欄については、末尾に学校で行っている支援体制がわかるように「対応・校内体制」の欄を設けています。

アセスメントシート様式1-2をご覧ください。前回、「WISC-Ⅲは非常に古く、その他の欄があるので無くしてよいのではないか」というご意見をいただきました。WISC-Ⅲは、古い検査であり、発達支援課では使用していませんが、過去の学校等で実施されていた検査の中にWISC-Ⅲの結果も多く残っているため、また過去の検査がWISC-Ⅲだけしかない場合も多いため、現時点では枠を残しております。その他の欄については、田中ビネーや遠城寺式等を記入する形にしたいと考えております。なお、先行的に使用したところ、前回の検査日時や年齢の欄に、現在の年齢等を書いて提出される先生が多かったため、それぞれの検査の中に実施日と年齢を記入する枠を設けております。検査申込シートをご覧ください。検査の申込のための提出書類として使用するシートに変更しました。学校名と学校担当者名を記入する欄を設けてお

ります。これは、学校担当者が責任を持って記入することを促すために設けております。次に、前回、「①報告する相手の欄の保護者欄にチェックのない場合はない」というご意見をいただきました。保護者の欄には、すでにチェックが入っている状態に変更しております。また、「対象児の欄だけ、「その理由」という欄があり理由をつけることは良くない」というご意見をいただきました。本来の意図としては、本人さんに報告する狙いや目的を学校担当者から把握したいという思いで設定していたのですが、誤解を招く可能性をふまえ、対象児という名称を「本人」に変更し、「配慮する点」という文言に変更しました。また、下記の提出前に学校担当者が記入する「関係書類提出前のチェック事項」の中にあった対象児という名称も「本人」に修正しております。学校に通うお子さまの場合は、この検査申込シートとアセスメントシートを特別支援教育コーディネーターが課に提出し、検査の必要性等を協議したのちに検査実施の運びになります。保育園・幼稚園等に通うお子さまの場合は、課内でアセスメントシート（幼児版）を用いて、協議後に検査実施の運びとなります。

次に、受検同意書についてご覧ください。変更点はありません。前回までは、保護者に記入してもらった同意書も様式1と2（現：アセスメントシートと検査申込シート）を学校担当者に提出していただく形を想定していました。しかし、同意書を書いてもらっていても協議の結果、検査に至らない場合があることを考えると、同意書は検査に来ていただいた時点で記入していただく形が良いと考えております。また、押印の有無については、課で検討してまいりたいと思います。

以上が、相談ガイドブックとその関連書類の説明となります。

今回いただいた意見をもとに加筆・修正を行い、来年度4月を目途に、完成した書類を、市内の保育園・幼稚園、認定こども園、小中学校、医療等の関係機関に配布してまいりたいと考えております。課題となる点も多く、例えば、学校の場合、特別支援教育コーディネーターが窓口になるのですが、幼稚園や保育園等の中には、窓口になる人が不明確であり、検討していく必要はあると思われまます。いろいろご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

平成30年度第2回地域発達支援協議会において、サポートファイル「にっこにっこ」についての見直しを行い、委員、アドバイザーの皆さまより多くのご意見をいただきました。サポートファイルをこれまでの冊子ではなく、ファイル形式を検討しておりましたが、「変更点を赤字に修正する冊子形式の方が、コンパクトで使いやすく、コピーして持っていきやすい」「他市において情報が増えすぎて困っている」といったご意見をいただきましたので、現在も冊子

形式で活用しております。また、令和2年度第1回地域発達支援協議会では、一部、修正した冊子のサポートファイルを紹介させていただきました。今回は、前回、前々回の協議会でいただいた意見や課題をふまえ、また、えひめ教育支援パッケージが作成されたことも考慮し、サポートファイルの内容を少し変更いたしましたので、ご報告させていただきます。

まずは、サポートファイルの1ページの見開きの同意書の欄をご覧ください。これまでは、保護者氏名のみ記入としておりましたが、サポートファイルを高校・大学以降も活用することをふまえ、本人の名前を記入する欄を設けました。また、下記の個別の支援計画の説明の部分では、教育の文言を追加させていただいております。なお、印鑑の部分については、まだ課内でどのようにしていくか検討中です。

P1をご覧ください。「1 家庭の状況について」は、氏名の欄と連絡の欄を拡大し、書きやすくしました。また、家族構成の欄が「年齢」となっており、見直しの度に赤字で修正しなければならないケースが多かったため、生年月日に変更いたしました。次に下記の「2 今までの成長・発達の記録」をご覧ください。前回の協議会で報告させていただいた形式を取り入れ、チェックで記入できるようにしました。記入の負担軽減をはかっております。なお、前回の協議会において「M-CHATがどうであったか、1歳半健診の時に有意味語が5語でている、などを書いてみてもいいのでは」というご意見をいただきました。今のところ、保護者が必要だと考えた場合に、「どんなことですか」という欄に記入していただく形を考えております。また、健診等の情報については、必要に応じて、これまで通り、保健センターと連携させていただければと考えております。

P2をご覧ください。3 幼児・児童・生徒の各成長段階における様態についてです。これまでは、2段分しかなく、見直しのたびに赤字で修正および加筆を行っておりました。しかし、枠が少ないため、ある事例においては、コピーしたものをそのまま上から貼り付けてしまったケースがあり、幼児期から今まで様態の変化を把握することが難しくなりました。そこで、子どもの様態を1枚のシートのように把握できるように、幼児期から小中学校、高等学校、大学、その他で欄を設け、見開きで確認できる形式に変更いたしました。各段階での「好きなこと／得意なこと・嫌いなこと／苦手なこと・対応」について記載することができるようになっております。

P4をご覧ください。「4 既往歴」について変更はありません。次に、「5 福祉関係の記録」をご覧ください。前回、「手帳の種類や級を書く欄が必要であり、手当等も必要ではないか」というご意見をいただきました。簡潔に記録できるように手帳の級・種類、手当の種類、級を記載できるように作成しました。

	<p>「6 教育歴」をご覧ください。6「教育歴」については、転居や転園の多いご家庭があることから、枠を増やしております。</p> <p>P 5 は、変更はありません。</p> <p>P 6 をご覧ください。②関係機関シートの療育の部分が「児童デイサービス」となっておりましたが、前回ご意見をいただき、「療育（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）」に修正しております。他の個別の支援計画（目標支援シート）も同様に修正しております。なお、個別の支援計画（目標支援シート）については、大きな変更は行っておりません。</p> <p>P 1 0 をご覧ください。追記の欄であり、検査結果を記入する欄になっております。前回、「例が WISC-III になっており、古い状態である」というご意見をいただきました。WISC-IV に修正しております。同様に、P 1 8、P 2 4、P 3 0 の追記も修正しています。</p> <p>P 1 1 をご覧ください。引継ぎシートですが、引継ぎ事項と自著の欄が、保護者のみになっていたため、「本人から」と「本人・保護者自著」に変更しております。前回、「保護者・先生たちだけでなく本人も作成に参加することが望ましい」という意見があったことをふまえて修正いたしました。なお、「本人・保護者自著」については、スペースの問題もふまえ、「本人または保護者自著」で訂正したいと考えております。同様に、P 1 9、P 2 5、P 3 1、P 3 4 も修正しております。</p> <p>P 3 1 をご覧ください。前回、「社会人版と大学に行く人版というものも作ってほしい」というご意見をいただきました。それにともない、引き継ぎシート（進学・就労等にあって）を作成しております。</p> <p>P 3 2 をご覧ください。社会人版・大学生版になっております。P 3 4 がその後の就労に関する引き継ぎシートとなっております。また、P 3 5 は、関係書類を貼り付ける予備のスペースとしました。あわせてご覧ください。</p> <p>以上が、サポートファイルに関する修正箇所となります。ご意見等をいただき、より良いものにしてきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ただいまの説明で、ご質問・ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p>
アドバイザー	<p>相談ガイドブックの検査のことなのですが、P 3 の新版 K 式発達検査は 1 2 月から 2 0 2 0 年版を発売することになっていると思います。関係機関では、新しいものを購入予定になっているのでしょうか。個人では購入することができず、HP でも閲覧することができません。前回、2 0 0 1 年版では、追加が</p>

	<p>多くありました。今回の2020年版について、登録している関係機関は連絡をもらえていると思うのですが、詳細を教えてください。</p>
事務局	<p>発達支援課では、2020年版を2つ購入する予定にはなっています。追加されたキットも購入予定にはしております。</p>
アドバイザー	<p>追加されるキットも把握している状態でしょうか。</p>
事務局	<p>追加分のキットは多くないようです。ただし、詳しい追加の内容は把握できていません。</p>
アドバイザー	<p>個人では、把握することができないので。</p>
事務局	<p>資料を請求すると、郵送で送られてきます。</p>
アドバイザー	<p>東温市の方では、だれも把握していないため、わからない状態です。12月に発売と聞いていたので、どこが変わったのか把握しなかったのです。</p>
委員	<p>問い合わせた時は、12月からということだったのですが出版元も、どの年齢にどの課題をするのかという部分を検討するために、事前に実施したいという考えがあるようです。しかし、新型コロナの関係で遅れているそうです。そこまでは確認できていますが、その後については確認できていません。12月になるのか、それ以降になるのかは、情報をつかめておりません。</p>
アドバイザー	<p>講習の申し込みをしても3年以上、当たらないので、謎の検査なのです。新しい2020年版を使うのであれば、2020年の表記にしていきたいと思えます。</p> <p>ガイドブックのことに関連しているのですが、学校から申し込みをしたり、検査結果を学校に伝えたりする部分は、特別支援教育コーディネーターではなく、学校長だと思えます。学校長と発達支援課がやり取りをする、校内委員会で把握した上で、学校としての申し込みをするという形だと思えます。連絡や情報の管理も学校長が担うのではないのかと思えます。平成29年のガイドブックでは、学校長がするように書かれているため、そのように解釈しました。一連の流れの中で、特別支援教育コーディネーターが前面にでていると、学校長の知らない流れで行われていたら、管理職としてはしんどいのではないかと考えます。</p>

委員長	<p>幼稚園も、特別支援教育コーディネーターを指名するようになっていますが、保育園は、主任がやっている場合もあります。幼稚園や保育園とのやり取りについては気になる部分があります。</p> <p>担当としては、特別支援教育コーディネーターが作成に関わるのですが、校長が見て、送り状は校長が送るという形が、注意書き・内記のようにあったら良いと思います。校長も関心を持っておく必要があると思います。非常に大切な部分だと思いますので、学校から送る場合は、「学校長、管理職を通してください」という文言があればよいと思います。</p>
アドバイザー	<p>公立は特別支援教育コーディネーターを指名ですが、私立は努力義務だと思うのですが。</p>
委員長	<p>努力義務ですが、私立も携わりますといただくと、とても力強いと思うのですが。</p> <p>他にお気づきの点や気になる点とかはございませんでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>文部科学省の「新しい時代の特別支援教育の在り方」という有識者会議が、3月に報告書を出します。この内容が、どういったものかわかっていません。16日にまとめの会をしているので、流れてくる情報を把握し、その情報を加味した上で4月までに修正していくと良いと思います。報告の内容によっては、いろいろ変わる可能性があるのですが、現状の相談ガイドブックが完成ではなく、変更することを前提に考えてもらえると良いと思います。</p> <p>4枚のスライドについてです。2022年の1月から、ICD-10がICD-11に変更することが、昨年5月の総会において決まり、今翻訳をしている状態です。この内容がどのようなものが気になっていました。先日の研修では、それぞれの障がいの名前が変更し、「害」を「がい」という平仮名にするのではなく、「症」にする変える案で進んでいるようです。それぞれの診断名も変更する流れがあります。知的障がいは、知的発達症にかわり、適応機能ということで、概念的・社会的・実用的という3つの領域で把握するという形になると思われます。実用的なところでは、セルフケアやお金の管理、衣服の着脱というものがあるのですが、ローズの会の資料にあるライフスキルトレーニングとつながっていると感じております。診断については、発達期ということで、生まれて大人になるまでの間に、特性が見られるということが1つあります。アメリカの診断基準では、IQ70という数値は使わないのですが、20数年ぶりに改正されるICD-11では、IQ70以下、そして下から2</p>

標準偏差の適応機能の遅れで、知的発達症と捉えるようになります。この捉え方によって、対象となる子どもが増えるのか、減るのが気になる部分です。IQ 70～85未満は境界知能と現在はいっていますが、以前は軽度知的障がいといていた時代もあります。診断の仕方が変わることによって、教育や福祉の分野は、振り回されるのではないかと心配しております。自閉症について、ICD-10では、3つ組として対人的相互交渉、コミュニケーション、限定・反復の興味活動だったのですが、ICD-11では、対人的相互交渉とコミュニケーションが一緒になり、社会的コミュニケーションと限定・反復の興味活動の2つに変わります。社会的コミュニケーションと限定・反復の興味活動の2つの症状が見られるかということと、加えて知的能力が高いか低いか、言語能力があるかないかによって、スペクトラムの特徴が幅広くなると思われます。対応する方法や指導ツールも様々なものがでてくるのではないかと思います。障がい名でみるのではなく、その個人に対してどう関わっていけばよいのかという部分が前面に出てくるのではないかと考えています。子どもの特性をつかむために客観的な発達検査、行動観察の記録が必要となります。医療場面では、どういう時にどのような行動があったかという部分を観察し、共有できる情報が欲しいと研修では話されてきました。注意欠如・多動症は、ほとんど変更はないのですが、今まではICD-10では5歳まで、DSM-5では7歳まで症状が見られるとしていたのですが、年齢制限がなくなり、年齢に関係なく、不注意、多動性、衝動性があるかどうかで判断することになります。診断の幅が広がると思われます。子ども達が大きくなると落ち着くという部分も、多動として捉えている形になります。また、今までは、家庭と学校、家庭と職場など、家庭とどこかの2つの場面以上で見られるかどうかで判断していたのですが、家庭の部分が無くなり、複数の場面で見られるということで捉えることになります。最後に発達性学習症についてです。これは幅が広くなりました。ICD-10で読字障がいといていたものが、教科書が読めるだけではなく、読んで意味が分かるかどうかまで範疇に入るようになりました。書字障がいの方は、文字が書けないというだけでなく、文法や構成などの理解に関連する作文能力についても範疇に入ると思われます。算数障がいの方も、計算ができないだけではなく、数感覚や数的推論のつまづきがあるかどうかでも範疇に入ると思われます。読みの理解や文法・構成、数感覚・数的推論についても発達性学習症の範疇に入れるという案がでそうなのですが、文部科学省の出している学習障がいもここまで広げて解釈している場合もあります。こういった特性を把握しやすいものが、K-ABC IIなので、必要性が増えてくると思います。しかし、この程度の子どもを含めると、3割から4割が該当してしまうのではないかと思います。この診断名は、通常の学級で、普通の授業をし

	<p>ながら教える時に、クラスの中に、発達性学習症に該当する子どもが1割から2割在籍していることを前提に教えていてもらいたいというメッセージだと思います。そう受け取らないと、診断によって特別支援学級、特別支援学校にいくように流れになってしまうと、変な流れになってしまうと思います。これが世界的に2022年の1月なので、1年ぐらいで始まります。これができると、法律を変えないといけなくなります。発達障害者支援法では、発達障がい、神経発達症という文言に変更されますし、法律の中の事柄や基準も変わってくると思います。また、これが実施されると、個別の支援計画も変わってくるのではないかと思います。4、5年後の状態を把握した上で、見直しの準備しなければ間に合わないと思います。25年ぶりに診断の基準が変わることで、法律も仕組みも変わるので、対応できるように、今から気にかけて対応して欲しいという思いです。来年4月に相談ガイドブック等を直す必要はあると思うのですが、ICD-11の改定によってさらに変える必要がでてくると思います。ICD-10が25年ぶりの改正になるということは、ICD-11になると20年ほど続くと考えてもらいたいです。DSMは、アメリカの医者や専門家が5、6年ごとに改正しており、かなりの頻度で変わりますが、厚生労働省がベースとしているICDは、20年ほど続いていくことをふまえておく必要があります。</p>
委員長	<p>貴重な情報提供ありがとうございました。今の情報もふまえて、来年度に向けて見直しを図っていただき、その見直しがすべてではなく、その先も見直しを図っていく必要があるという貴重なご指摘でした。その他、ご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>サポートファイルについてです。先日の保護者会でサポートファイルの話題になりました。役に立っているかどうかということが話題になりました。非常に評価が低い状態です。内容を聞いてみると、学年があがるごとに先生同士で引継ぎをしているという部分が、保護者に伝わってこないという意見がありました。前の担任から次の担任に、渡されているものの、内容までは把握してもらえているのかどうか、保護者に実感として伝わっていないという感じの意見でした。新担任との顔合わせの時には、できればサポートファイルを手元において、「引継ぎを行っています」という一手間をお願いできればと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。保護者目線の貴重なご意見といただきました。このサポートファイルを見直しし、活用を図るためにもご意見をいただきたいと思っています。使う側の問題ですので、教師側の問題をご指摘いただいたと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>こちらの中身の改善点についてご意見をいただければと思います。</p> <p>P 4の福祉関係の記録のところの療育手帳についてです。療育手帳は、何年かごとに更新するのですが、どの時点で書くのかという部分を考えおくと良いと思います。例えば、AからBに変わった時に書くのか、ずっと更新を書くのかという部分があると思います。更新という表記が良いのか、変更という表記がいいのかと検討すると良いと思います。</p> <p>P 5の今までの発達に関する相談や療育の経過という部分で、機関名、内容、検査実施とあるのですが、ここに検査の内容を入れてしまうと、長い間、サポートファイルを活用するとなると情報が多くなってしまわないかなと思います。各ページにある検査欄に集約しておく方がよいと思います。相談機関等、多く書くことが出てくると思われます。幼児から就労までという状態になると、上から順に時系列になると思うので、例えば、内容の欄が先にきて、いつからいつまでという相談時期の部分がきて、機関名と担当者は後ろでもいいのではないかと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。福祉関係の記録の部分と、相談や療育の経過の部分についてのご意見でした。療育手帳のAからBに変わったという部分についてどう記入していくのか、検討していただければと思います。先ほどの相談や療育の経過についても検討していただければと思います。</p> <p>今回は、多くの意見を出していただき、発達支援課で検討していただくという形で行いたいと思います。他にご意見はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>サポートファイルそのもののことではないのですが、今、放課後等デイサービスを利用されている方が多くいます。そこでしている支援計画を一緒に綴じていくということが行われているのでしょうか。放課後等デイサービスなどで作成している支援計画なども綿密なものできていますので、学校と連携できればと考えております。すでにできているのかもしれませんが、サポートファイルと併用し、学校でも、放課後等デイサービスでも情報を共有できた方がよいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>放課後等デイサービスでの利用書などの情報共有についてのご意見でした。以前の協議会の中で、詳しくしていこうという話もありました。その際に、私は反対させていただきました。教師が代わっていく段階において、資料が膨大になると目を通す気にならず、埋もれてしまう可能性があります。今必要な支援を端的に表すためにも、コンパクトにすべきではないかという意見を出させ</p>

	<p>ていただきました。放課後等デイサービスの資料が、サポートファイルの中についてくるのではなくて、別に共有することが大切だと考えております。子どもが学校で見せていない姿を、放課後等デイサービスで見せていることもあり、支援会議の中で、子どものリラックスした状態を知ることができて良いと思っています。</p>
事務局	<p>今、各学校での支援会議において、放課後等デイサービスの方もたくさん来ていただいております、1年間のまとめの時や1年の開始時に、利用計画とサポートファイルのP6やP7のところを共有しながら行っている状況です。先ほどの話にもあったのですが、サポートファイルの情報が膨大になりますので、個別の支援計画という捉え方をさせていただいて、学校からの個別の指導計画、放課後等デイサービスなどからの利用計画は、その子の個人ファイルの中に綴じていくことを行っております。膨大な情報の扱いは課題ではあるのですが、事業所や学校、発達支援課からの情報は、共有しているという状況です。</p>
委員長	<p>その他、ご意見をお願いできますでしょうか。</p>
委員	<p>関係機関の欄のところに、児童発達支援と放課後等デイサービスの欄を作っていただいているのですが、福祉のところについて、相談支援専門員が携わっているケースもあり、支援会議に参加させていただくこともありますので、その事業所名が書ける欄があれば良いという意見が職員から出ていますので、ご検討いただければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
アドバイザー	<p>絶対ほしいです。事業所とは、送り迎えがあるので話すことができるのですが、連携ができない状態です。利用計画を立てている相談支援事業所の名前を書き、連携を深めていく必要があると思います。</p>
委員長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。</p>
事務局	<p>福祉・保健の欄に、事業所等を入れさせていただければと考えております。</p>
委員長	<p>事業所名を入れることがわかるような欄を作っていただければと思います。</p>

アドバイザー	<p>相談事業所の相談員はあまり変わらないと思うのですが、放課後等デイサービスは、複数を利用している方がいるため、このサイズの欄では足りないと思います。スペース等も検討していただければと思います。</p>
委員長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。他にご意見はありませんでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>小学校から中学校に進学する子どものサポートファイルの場合、事業所等の利用書などを添付した場合、すごい文量になり、どこに何が書いているのか分かりにくくなり、時間がかかってしまいます。そのまとめのようなものがあれば良いと思います。P 2、3に、幼児期、小・中学校、高等学校、大学の各発達段階の様態がありますが、各発達段階の様態のところ、P 4、5の基礎情報も書けるような箇所があると良いと思います。そうすることで、各発達段階における経緯が把握しやすくなると思います。P 2、3は各段階で分かれているのですが、P 4、5は分かれていないため把握できなくなっています。学校の指導要録では、4月の段階で受け持つ担当の名前を記入するため、担当が誰であったかわかりやすくなっています。その段階における担当が誰であったかわかるようにしておくと、先ほどの話にあった、先生がサポートファイルを引き継いでいないという問題が無くなると思います。また、5月の時点で、新しい支援計画や指導計画ができていないという話も聞きますので、そういった問題が起きないようにするためにも、学年変わった時に担当が名前を記入する欄があると、学校内でサポートファイルが上手く活用できるのではないかと思います。名前を記入する欄を設けることで、引継ぎの意識を持ってもらうこともできると思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。利用の引継ぎを確実にを行うため、3年ごとに、最低でも担任の名前を書いておけば、各自にサポートファイルを読み込んでもらえるのではないかというご意見でした。どのように変更するかは、また検討していただいて、より良いものになればと思います。他にご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>相談ガイドブック等に相談内容として、就労に関することと書いていただいているのですが、どこまでのことを相談にのってもらえるのかという思いが保護者の中にあると思います。我々の事業所では、在学中の場合は、学校が主導で、そこに相談しに行くと思いますので、今の段階で、相談の住み分けとか役割分担があった方がよいと思いますので、考えていることがあれば教えて</p>

	<p>いただきたいと思います。高校生の場合になると、直接、事業所の方に来ることがあるので、在学している場合でも相談を行っています。基本は、登録をしていただいてからの相談になります。特別支援学校の生徒にも卒業前後で登録をお願いしていることもあるので、そのあたりも含めて考えていることがあれば教えていただきたいのです。お願いします。就労の場合、一般企業に行きたい方もいますし、もう少し準備をして就労支援事業所などでの就労を考えている方もいますので、そのあたりの相談も含めての就労に関する相談になるのか、教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>発達支援課はコーディネートすることを主としていますので、就労に関して相談があがった場合は、関係機関につなぐことを考えています。全ての就労に関する相談をいれているわけではありません。</p>
委員	<p>こちらから、発達支援課の方をお願いするケースもあるかもしれないと思い、連携はさせていただければと考えています。</p>
事務局	<p>相談ガイドブックを作成にするにあたって、発達支援課が、相談・コーディネート機関であることを意識して作成しましたので、また、ご意見をいただければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>P 4に療育手帳の欄があるのですが、現在、幼児の場合、年少の段階で療育手帳を取ることは難しく、また、年少の途中で取ることも難しい状態です。どの段階が多いかというと、年中もしくは小学校は始まる前になります。年中で取得し、2年後に更新しないという場合や園に伝えにこないという場合もでております。取得更新の部分に、「更新しない」という欄も必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>P 6のところの運動や感覚という欄があるのですが、これは書くことが一緒になるのであればチェック項目のようなものにしていただけて、変化が見られたら横に記述していくという形にいただければ文量面についても助かります。3歳児であれば、このくらいのことができるけれども、この子はどののだろうかなどを書いていただければ良いと思います。できていればチェック、苦手であれば空白にさせていただく形にいただければ良いと思います。1年、半年の間でチェックが増えていけば、そのあたりは到達しているとわかりやすくなると思うのですが、いかがでしょうか。</p>

委員長	<p>ありがとうございます。基本的な項目を定めておき、チェックしていく形はどうかというご意見でした。</p>
事務局	<p>サポートファイルを作成した後に、保護者や本人がこれを見た時に「いいな」「いいものをつくれた」と思ってもらえることを念頭においています。チェック項目についても検討をしましたが、その年齢でチェックが付かないということが、マイナスに捉えられてしまうと懸念等があり、チェック項目を入れることには躊躇しております。</p>
委員長	<p>できたことやプラスのことを振り返られるサポートファイルにしたい、できたことを認めていきたいという思いで作成されているということでした。</p> <p>先ほど、話題になりましたが検査のところ、学校であれば校長が取りまとめてアセスメントシートを提出するべきではないかというご意見がありましたが、幼稚園等は努力義務にはなると思われますが、検査等の場合、窓口になるのはどなたになりますでしょうか。</p>
委員	<p>現状、細かくはないのですが、3歳までに大体習得しているものであろうスキル等、発達に関することは幼稚園に入る時に見ます。発達がゆっくりな場合はご案内するのですが、こういう類のものを作ることはありません。教育調査票にて、このようなものを書くことはあります。ここまで細かいものはありません。</p>
委員長	<p>園児で発達検査が必要だという場合、保護者と相談して、園から発達支援課に依頼する場合なのですが、いかがですか。</p>
委員	<p>難しいと思います。まず自分の子どもの発達が気になっている保護者であれば可能ですが、もう少し待ちたいという保護者に書かせるのは難しいと思います。「書いてくださいとか、相談ありませんか」と尋ねると、「ない」と答えます。生まれて3年間の年少を持つ保護者は、どうすれば手がかからないか、どうすれば落ち着いていけるかは、生活の中で少しずつ分かっていくため、「生活の中で困ることはありませんか」と聞くと「ないです」と答えます。そういう方に書けと言ってもハードルが高いと思います。</p>
委員	<p>小学校に入る段階になって、保護者の中で一気に「なんとかしないといけない」「どうにかできることはないかな」と思い始めます。先ほど言った加点方式は、確かにマイナス面で捉えられるのですが、できることは何だろうといっ</p>

	<p>た時に、例えばケンケンができなかった場合に遊びの中で取り入れてみようとするなど、できないことが何かを知ること、何ができるかを見つけやすくなるのではないかと思います。こういった物を作る時も、保護者が何をすればいいかわかるヒントがあるとうれしいです。これを作ることは簡単ですが、これを出せる人は、年長児の5月くらいの時に一気に書くことになると思います。</p>
委員長	<p>発達検査を実施する時にヒントとなる資料をだれが作ってくれるかという話だったのですが。「子どものできた、できなかった」については、就学相談の時に書いて出していただいているとは思いますが。</p>
委員	<p>学校の特別支援教育コーディネーターのような役割の人がいる園はいるのですが、場合としては、園長や主任が行っております。コーディネーターという名目で動いている人はいません。いないところがほとんどで、むしろいないです。</p>
委員長	<p>その任を担うのは、園長や主任であるということでしょうか。</p>
委員	<p>はい。園長か主任がしているところがほとんどです。</p>
委員長	<p>サポートファイルのことなど、話が飛んでしまいました。この変更点については、ご意見いただいたところを検討していただくという形でよろしいでしょうか。ご意見をいただければ、より良いものになると思います。他にご意見はありませんでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>P4の福祉関係についてです。手帳の更新の話があったのですが、特別児童扶養手当も5年ぐらいで更新があったかと思います。更新の欄がないので、検討していただいたらと思います。</p>
委員	<p>何年かに1回、診断書等をとって、更新しないといけないと思います。</p>
アドバイザー	<p>例えば、小さい時に特別児童扶養手当をもらっていたのだが、小学5年生になって貰わなくなった等の情報があると、中学校で役に立つのではないかと思います。1回取得したら更新しなくてよいものと、更新しなければならぬものとを分けていただけると助かります。</p>
委員長	<p>今のご指摘についても分かるように、検討していただきたいと思います。</p>

委員	<p>更新関係についてです。重度心身障害医療費助成は、療育手帳Aを持っている人は申請できるのですが、療育手帳Bになった時は変更がかかるかもしれません。有・無だけでなく、変更の欄があると良いと思います。</p>
委員長	<p>貴重な情報をありがとうございます。</p>
アドバイザー	<p>更新の欄を設けるのであれば、手当の年月日があると良いと思います。手当をもらっていない軽い子どもが対象になるのかと思います。P 4の手帳や手当だとか、うちの子はそんな子ではないといわれて、ますます相談に上手くつながらないという不安もあります。これをどういう形で渡して、活用してもらえるか、運用については工夫がいると思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。見直しに向けて、より良いご意見をいただけたのではないかと思います。第3回の協議会においてご報告をいただければと思います。</p> <p>続きまして「特別支援教育コーディネーターについて」確認や検討をしたいと思います。事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>特別支援教育コーディネーターについて、確認しておきたいことがあり、協議題にあげさせていただきました。特別支援教育コーディネーターを公立幼稚園、小・中学校と特別支援学校の校務として位置づけ、校内や関係機関との連携協力を図ることが示されています。その中で、特別支援教育コーディネーターの役割が上手く機能できているのかどうかについても確認をしたいと考えおります。先ほど、アドバイザーよりご指摘はありましたが、私立の保育園・幼稚園については、特別支援教育コーディネーターは努力義務ということで、私立の保育園・幼稚園では、主任や園長が対応しているということでした。特別支援教育コーディネーターの位置づけや役割について確認しておきたいと思っております。このあたりをふまえて、ご意見をいただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>特別支援教育コーディネーターの役割について、現状も踏まえてご意見をいただきたいと思うのですが、先ほど、委員より報告があったように園長や主任が担っているというお話をいただきました。小学校の方はいかがでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>特別支援教育コーディネーターが学校でどのような役割を果たしているかというところを教えていただければ。</p>

委員	<p>この趣旨というのは、正直に言うてのところなのでしょうか。審議するところは、困っていることなのでしょうか。学校での実態でしょうか。特別支援教育コーディネーターの在り様についてでしょうか。</p>
事務局	<p>特別支援教育コーディネーターが連絡調整役として、色々な学校においてご尽力いただいているのですが、発達支援課においても頼るところが多い状態です。課題も含めて、今後改善した方が良いところを教えてくださいたいと思います。今以上に連携がスムーズにいくようにするにはどうしたらよいかをお聞きすることができれば、今度開催される特別支援教育コーディネーターの会にて確認することができるため、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>特別支援教育コーディネーターは、管理職と特別支援教育の免許を持っている特別支援学級の先生が、文書上、割り当てられます。課題としては、移動してきたばかりの先生の場合では、まだ学校の全貌がわからず、手探りで行っている中で、本人が気を使いながら踏み込んで取り組むことは難しい状態にあると思います。両方ともが新しく来た場合は、全体を把握するのは、さらに難しいと現場として思います。特別支援学級の担任はできても、特別支援教育コーディネーターとして何をしないといけないかを認識しているかどうかについては、共通した課題だと思います。特別支援教育コーディネーターの仕事に生きがいを感じて取り組んでいる方もいましたが、個人差や格差があることが、その実態だと思います。</p>
委員長	<p>貴重なご意見をありがとうございます。小中学校の方では、特別支援教育コーディネーターが確立され、欠かせないキーパーソンになると思うのですが、大事な役割になります。サポートファイル「にっこにこ」も、幼稚園・保育園から早い方は作られるのですが、先ほども教師が変わる時の引継ぎが不確かではないかというご意見がありましたが、学校間で上手く引き継ぎができるとサポートファイルの重要性が変わってくると思います。中学校から高等学校に引き継いだ場合、より良い支援が子どもに行われ、保護者とも密に連携をとってもらえたという事例がありました。サポートファイルを作っていない状態で支援を受けている方には、作成を勧め、高等学校につなげることをしてまいりました。場合によっては、大学の方にもつなげ、教授や支援の担当の方からサポートを受けることができたという話もあるので、連携は大切だと思います。幼少期からの切れ目ない支援を行っていくためには、私立保育園・幼稚園の場合は特別支援教育コーディネーターが努力義務なのですが、役割を明確化する</p>

	<p>などの方向性はどうかになっているでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>簡単です。予算ができればできます。人間と予算の2つがあればできます。明らかに欠如している部分です。市の方で、補助金を出しますよと言えば、外部から雇うことができます。特別支援教育コーディネーターに必要なものが幼稚園免許でなければ幅が広がると思います。現状、子どもを見る先生で一杯一杯の状態です。はっきり言えば、補助金が高崎市からであれば、雇うことができ、現状は変えることができると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>補助金によって特別支援教育コーディネーターを雇用できればという、そういうものがないと難しいということでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>手が空いている人、クラスの担当になっていない人がするという形になります。主任、主幹教諭、園長はクラスに入らないため、比較的、コーディネーターの役になりやすいと思います。コーディネーター専門であれば補助金で雇う形になると思います。</p>
<p>アドバイザー</p>	<p>平成29年3月の教育支援体制整備ガイドラインの中に、特別支援教育コーディネーターの仕事、校長、学級担任の仕事など、具体的に記述されています。小学校から中学校に引き継ぐことも、校長の仕事の中で項目があります。特別支援教育コーディネーターの仕事は、学校内の関係者や関係機関との連絡調整、学校担任へ支援、巡回相談員等の専門家との連携、学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進というものがあります。幼稚園や学校の中では、兼務のような形で位置付けて欲しいという思いがあります。とても大変な仕事なため、その仕事を専門に行う、他の仕事を抜きで、特別支援教育コーディネーターをするようにしているのは横浜市だけだと思います。東京の区など、お金のあるところは区が教員をプラスで雇って対応しています。他のところは、職員の兼務でやるように、小中学校ではしています。一人の先生がしていると、転勤等で引継ぎが上手く行えない場合があります。今は、複数の特別支援教育コーディネーターを任命して良いことになっています。複式学級があるような学校では、3人の特別支援教育コーディネーターを配置してよい場合もあります。例えば、外部との連携のためには教頭、特別支援学級のことを把握するためには特別支援学級や通級の先生、通常の学級のことを把握するためには通常の学級の先生が、特別支援学級コーディネーターを担うケースがあります。愛媛県下では、複数の先生が、係の一つとして担ってくれていると思います。愛媛県では、教育センターにおいて特別支援教育コーディネーターを集めて研修</p>

	<p>も行っております。また、コーディネーター研修会等で研修を入れている場合もあります。小中学校の特別支援教育コーディネーターだけでなく、幼稚園の特別支援教育コーディネーターが参加する場合もあります。福祉課と連携して、保育園の主任クラスが参加する場合もあります。学校の教員団体である愛教研があります。この研究団体では、国語、算数など各教科において研究をすることがあり、特別支援教育について研究する委員会もあります。参加される方は特別支援学級の先生になります。しかし、特別支援教育コーディネーターの研究会はありません。教頭、養護教諭、生徒指導など、色々な立場の人が特別支援教育コーディネーターをしているため、教員の集まりではそれぞれの先生がバラバラに参加する状態になります。東温市では、愛教研の中に特別支援教育コーディネーター委員会を立ち上げています。特別支援教育コーディネーターが自主研修会を行える仕組みを10年前から作って行っております。愛教研に、他でも同様の支部を作るようお願いをしています。12月の理事会で案を作ってもらい、1月の学校代表者会で了承を得て、2月に予算審議、4月の総会で許可を得なければなりません。作れば良いと思っている方はいるのですが、誰もしていない状態が現状となります。来年3月に発表される新しい時代の特別支援教育の有識者会議の結果の中で、この部分がどのように触れられるか、また、もっと連携をするように工夫しなさいといった内容のことが出てくるのではないかと考えております。公立は、その結果に基づいて動いていくと思いますが、私立も同じように協力してもらえるところが課題になってくると思います。特別支援教育コーディネーターを担当した先生は、負担過重になりますので、この部分が管理者の先生は苦勞されるところだと思います。何年もかけて仕組みを作っていくものですし、新居浜市は県内においては仕組みとして上手く動いていますので、新居浜市も学校、公立・私立の保育園や幼稚園との仕組みが、上手く出来上がれば、愛媛県下の状況も変わってくると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。特別支援教育コーディネーターを兼務していければ、やりやすくなっていくのかなという部分でしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はっきりいいますと、先生の働く時間を増やすのであれば、当然、給与を増やすということです。働き方改革により、働く時間や注意事項が増えました。別ではなく、兼務するのであれば、同じく費用が発生すると考えた方が、今の園長、私を含めた他の園長たちも話をしやすいと思います。こういったものを請け負っているから、給与が増えているということが分かりやすく、明確にやすくなります。役割によって明確に線引きをする必要があります。そ</p>

<p>委員長</p>	<p>それを考えれば、補助金というのは必要だと思います。補助金があれば、やれるところは増えると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。それでは、その他の方に移らせていただいでよろしいでしょうか。医療的ケアについて、ご説明をお願いします。</p> <p>医師が行わなければならない絶対的医療行為と、看護師が補助的に行うことができる相対的医療行為があります。医療的ケアは、医行為であります。治療的な医行為とは区別されます。日常的な生活に必要な医療的な生活援助行為であり、保護者が医師より指導を受けて家庭で行われる行為と定義されます。医療的ケアの代表的なものは、痰の吸引や経管栄養の管理等です。狭い気道に唾液や痰が詰まれば呼吸困難を起こします。また、栄養摂取は、日々欠かせないものとなっております。元来、医療的ケアという言葉を使い始めたのは、医療現場ではなく、教育現場だと言われていました。生活援助を強調して、純粋な医療行為と分けて考えようというところから起こりました。新居浜市におきましても、平成30年3月に、新居浜市障害児福祉計画を策定し、令和元年より、医療的ケア児等支援協議会を立ち上げまして、医療的ケアの支援制度の調査や新居浜市圏域の相談事例の共有を行っております。医療的ケア児は、重症心身障がい児だけでなく、歩行できる子どももいらっしゃいます。独歩可能な医療的ケア児について報告をさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>—個別事例についての説明—</p> <p>専門スタッフの安定的な雇用が今後の課題となります。看護師の複数配置や特定の医療行為が行えるサポートとして、今後、一部の痰の吸引や経管栄養の医療行為が許される認定特定行為業務従事者の普及も必要だと考えております。</p>
<p>アドバイザー</p>	<p>ありがとうございます。ただ今のご説明で、ご質問やご意見はありませんでしょうか。</p> <p>東温市で看護師の資格を持っておられる方が学校支援員をさせていただいているケースがあります。今度、中学生になる子どもがいるのですが、中学校に移って支援を続けていくという事例があります。全国的に、医療的ケアが進んでいるのだと思います。ちなみに、学校に通えない場合は、授業をリモートで行い、出席扱いにするという通知文もでています。できる形でケアをしていく</p>

委員長	<p>ということで、支援の幅が広がってきているのだと思います。時代の流れで、支援の幅を広げて取り組んでいただけると助かります。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見はありませんか。ほかに委員の皆様から何かあればお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p>
委員	<p>お手元にチラシをいれさせていただいています。毎年、新居浜市の事業所としてフォーラムを開いております。来年の1月26日に行います。地域で若者を育てるために、支えるためにどのようなネットワークづくりをしていく必要があるかを検討し、得られたヒントを新居浜市の方でも活用していきたいと考えております。平日ではありますが、時間等ありましたら、ご参加ください。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。時間となりましたので、ここで終了させていただきます。次回の協議会は2月25日の開催予定でございますのでよろしくお願い致します。なお、委員の皆様様の役職やお立場から、それぞれの「現状や課題」についてご発言できますようご準備いただきたいと思います。問題提起でも構いません。この会で共有した方がいいことがあればありがたいと思いますので、「宿題」にはなりますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>皆さまのご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げます。協議会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。</p>